

新たな工場・事業所をご検討中の皆様へ

新たな
事業展開は

岐阜市で！

企業立地促進助成制度のご案内

- ✓ 新たな工場を建設する予定である
- ✓ 駅前のオフィスを借りて、本店を設置しようと思っている
- ✓ 新規事業所の設置に合わせて、新たに従業員を雇うつもりである

このようなケースの費用を助成し、**企業の立地を支援**します！

施設を建設・購入



施設・オフィスを賃借



新たに従業員を雇用



市税相当額

最大

100%

固定資産税・事業所税など
(5年間)

賃借料
+
事業所税

25%
+
100%
(5年間)

一名につき

50万円

- ・新規雇用した岐阜市民
- ・岐阜市に転入した従業員

※施設が助成対象である場合に限る

【お問い合わせ先】

岐阜市経済部企業立地推進課

住所：〒500-8701

岐阜県岐阜市司町40番地1

TEL：058-265-3989

E-mail：richi-suishin@city.gifu.lg.jp

詳しくは裏面
または
こちらから



(令和7年4月時点)



助 成 額

		建設・購入の場合		賃貸の場合
		新規用地取得有り	新規用地取得無し	
施設設置 助成金	助成対象	対象資産*1に課税される 市税相当額 全額	対象資産*1に課税される 市税相当額の50%	賃借料の25% + 事業所税相当額
	交付上限	無し		200万円/年
	交付年数	5年間		
雇用促進 助成金*2	助成対象	対象者1名につき 50万円		
	対象者*3	常時雇用者として新規雇用された岐阜市民 または 岐阜市に転入した常時雇用者		
	交付上限	5,000万円		
	交付年数	1年間 (施設設置助成金の交付初年度に交付)		

*1 取得時期など、一定の条件を満たした資産が対象となります。詳細な条件はお問い合わせください。
*2 施設設置助成金の助成対象となった場合に限り助成対象となります。
*3 1年以上岐阜市内に居住し、継続して雇用されることが条件となります。

対 象 業 種

本 店*	業種の限定無し
本店以外	<市内全域で対象> ・製造業 ・情報通信業 ・自然科学研究所 ・デザイン業 ・機械設計業 ・植物工場（高度な環境制御を行い野菜等の植物の周年・計画生産が可能な施設のみ） <岐阜流通業務地区内のみ対象> ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業（代理商、仲立業を除く）

*本店：主たる事務所、または総務、経理、研究開発その他主要な業務を統括する部署を置く施設（風俗営業等を除く）

助 成 要 件

■ 立地形態



■ 常時雇用者数*

本社	市内建て替え等	15人以上
	新規立地	5人以上
本社以外	大企業	15人以上
	中小企業	5人以上

■ 投下固定資産額

(土地・建物・償却資産)

大 企 業：2億円以上
中 小 企 業：4,000万円以上

*賃貸の場合は、雇用促進助成金の対象者

交付手続きの流れ

